

第4章 母子及び父子・児童福祉

1. 母子及び父子世帯の福祉の状況

母子世帯、父子世帯においては、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで負うこととなり、様々な面で困難に直面しております。

児童扶養手当については、平成 15 年に就労を基本とした自立を促進する制度へと改正され、本市においても自立支援教育訓練給付金やプログラム策定員による就労支援等の様々な就労支援策を講じ、母子世帯の自立促進を図ってきました。

また、父子世帯においても経済的に厳しい世帯があることから、平成 22 年から児童扶養手当の資格対象となっております。さらに平成 25 年からは母子世帯と同様に様々な就労支援策においても父子世帯も対象となっております。

母子及び父子世帯等の健康増進と生活支援を図るため医療費の一部を助成する母子及び父子家庭等医療費助成事業についても、平成 7 年より継続実施しております。

(1) 母子・寡婦福祉資金の貸付状況

() 内は寡婦福祉資金（単位：千円）

資金の種類		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
事業開始資金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業継続資金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
修学資金	新 規	5 (-)	3,228 (-)	9 (-)	10,278 (-)	14 (-)	11,625 (-)	4 (-)	3,306 (-)	9 (1)	10,890 (935)
	継 続	18 (0)	125,556 (0)	15 (0)	11,040 (0)	11 (0)	9,585 (0)	11 (0)	9,676 (0)	18 (0)	21,852 (0)
技能習得資金	新 規	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	816 (-)	(-)	(-)
	継 続	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	816 (-)
修業資金	新 規	3 (-)	1,550 (-)	1 (-)	305 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	継 続	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
就職支度資金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	89 (-)	(-)	(-)
医療介護資金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
生活資金	新 規	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	継 続	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
転 宅 資 金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	212 (-)
住 宅 資 金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
就学支度資金		8 (-)	1,702 (-)	6 (-)	1,213 (-)	10 (-)	3,780 (-)	2 (-)	1,135 (-)	8 (-)	3,054 (-)
結 婚 資 金		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(計 161)		34 (0)	132,036 (-)	31 (0)	22,836 (-)	35 (0)	24,990 (-)	19 (0)	15,022 (-)	37 (1)	36,824 (935)

(2) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

【目 的】

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、もって母子及び父子家庭等の福祉の増進を図るものです。

【対象者】

沖縄市に在住し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、18歳に達した日の属する年度の末日までにある児童を養育する母子家庭の母と父子家庭の父及びその児童、父母のいない児童等。ただし、一定以上の所得のある方は、助成対象外となります。

【支給の範囲】

医療費につき、一部負担金を支払った場合において、保険診療による一部負担額（入院時食事療養費含む）から自己負担金、高額療養費及び附加給付等を控除した額を助成します。

令和6年度母子及び父子家庭等医療費助成事業補助金調書

① 対象者数一覧（年度末現在数）

（単位：人）

区 分	母 子 家 庭		父 子 家 庭		養 育 者 家 庭		計		年間延べ支給件数	
	母	児 童	父	児 童	養育者	児 童	父 母	児 童	父 母	児 童
合 計	2,086	807	173	81	26	5	2,285	893	13,827	2,767

② 支給状況一覧

（単位：円）

保険種別	区分 対象	自己負担分の額 A	一部負担金の額 B	附加給付の額 C	高額医療費の額 D	支給費総額 (A-B-C-D) E
合 計	父 母	79,402,094	13,695,000	312,600	16,303,481	49,091,013
	児 童	12,728,788	2,735,000	64,000	1,516,142	8,413,646
	計	92,130,882	16,430,000	376,600	17,819,623	57,504,659

③ 県費補助所要額調

（単位：円）

支給費総額 E	収入額 F	県費補助基本額 (E-F) G	県費補助所要額 (G×1/2) H	交付決定額 I	備 考
57,504,659	20,820	57,483,839	28,741,000	29,332,000	市単独分 719,080円

(3) 特定非営利活動法人沖縄市母子寡婦福祉会

沖縄市に居住する母子家庭及び寡婦の福祉の増進をはかり、経済的、社会的地位の向上と自立を助成し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

母子会員 140 世帯

父子会員 3 世帯

寡婦会員 11 世帯

賛助会員 4 名（令和6年度）

【事業内容】

おもな行事として、運動会、ビーチパーティー、生花教室、クリスマスパーティー、新入学児童激励会がある。

【所在地】

沖縄市住吉一丁目14番29号 沖縄市社会福祉センター1階

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取り組みを支援し自立の促進を図ることを目的に、地方公共団体が指定する職業能力のための講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割相当額）を支給する。

ただし、雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給する。

令和6年度実績

	介護福祉士	介護職員 初任者研修	合 計
申請者数	1名	2名	3名
給付対象者数	1名	1名	2名
給 付 額	22,572 円	75,761 円	98,333 円

(5) 母子父子自立支援プログラム策定事業

母子父子自立支援プログラム策定員を配置、児童扶養手当受給者の個々の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定、県やハローワークと連携し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

	相 談 件 数	プログラム策定件数	就 労 件 数
令和2年度	75件	54件	35件
令和3年度	123件	76件	45件
令和4年度	100件	75件	35件
令和5年度	117件	61件	46件
令和6年度	149件	61件	43件

(6) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母や父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6ヵ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、修了支援給付金を支給します。

令和6年度	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
	29名（うち課税世帯19名）	8名（うち課税世帯5名）

2. 児童福祉の状況

本市における児童福祉行政は、児童福祉法第10条及び第25条の7に基づき、家庭において、健やかな成長・発達・自立が保障されるよう養育者や児童への相談に応じ、家庭児童福祉の向上を図っています。

近年、社会経済状況や家族形態の変化はめざましく、都市化や核家族化は、児童に対して大きな影響を与えています。令和2年度の統計において、沖縄県においては人口千人あたりの出生率（10.3％）が全国でも最上位にあるものの、低体重児出生率（10.9％）や10代の出産割合（1.9％）も全国最上位に位置していることに加え、困窮世帯の割合は23.2％（令和3年度沖縄子ども調査（0～17歳調査））となっており経済的にも深刻な状況にあります。

こうした状況の中、本市は昭和49年度から設置している家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実に努めています。

(1) 家庭児童相談室

核家族化や都市化の進行、女性の社会進出、保護者の養育観の多様化等により、仕事と子育ての両立の負担が増大している事や、育児への負担感、子どもの発達に関する悩み、家族の孤立化など、家庭児童相談室における相談内容も多岐にわたっています。

近年、ソーシャルネットワーキングサービスの普及などにより、子どもたちを取り巻く環境は複雑化し、養育者における児童虐待や学校におけるいじめ等が社会問題となっています。こうした中、こどもたちが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利の擁護が大きな課題となっています。

特に、児童虐待については養育者等による身体的・心理的・性的・育児放棄（ネグレクト）等が児童の健やかな成長に深刻な影響を与えています。

児童虐待の背景として、経済的な不安や核家族化による養育負担の増大や孤立化により、育児を負担に感じるなど、養育者等の養育上のストレスが高まっていることなどが指摘されています。

これらの問題に対応する為、本市では相談業務の充実を図るとともに、平成25年1月から発足した沖縄市要保護児童対策地域協議会による、関係機関の連携強化により児童虐待防止に取り組んでいます。さらに令和6年4月、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持しつつ組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。

(2) 家庭児童相談室の相談状況

① 受付経路別件数

受付経路別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童委員からの通告	0	0	0	0	0
児童相談所から送致（法） 第26条第1項第3号によるもの	42	61	13	9	19
警察関係からの通告	12	9	0	0	1
その他都道府県関係からの通告	2	9	8	2	4
市町村からの通告	136	113	102	80	57
学校からの相談	185	96	97	113	112
家族・親戚からの相談	113	47	143	147	131
本人からの相談	3	2	7	2	10
その他からの通告等	161	122	163	240	171
計	654	459	533	593	505

② 相談内容別件数（延べ件数）

相 談 内 容 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
性 格 ・ 生 活 習 慣 等	100	6	48	5	11
適 性 相 談	1	0	2	0	0
知 能 ・ 言 語	11	0	0	8	4
学 校 生 活 等	31	5	28	26	36
非 行	8	1	5	4	6
家 族 関 係	432	414	364	474	402
環 境 福 祉	—	—	—	—	—
障 害	11	2	6	6	9
助 産	—	—	—	—	—
そ の 他	60	16	80	70	37
計	654	444	533	593	505

③ 処理種別件数

処 理 種 別		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導		23	—	—	—	—
施設入所措置	助産施設	—	—	—	—	—
	母子生活支援施設	2	—	—	—	—
児童福祉法第 22 条第 23 条第 24 条の措置権者に報告又は通告		—	—	—	—	—
児童相談所へ送致又は通告等		7	5	4	4	4
児童相談所の委嘱による調査完了（法第 12 条第 4 項によるもの）		—	—	—	—	—
他の機関に斡旋紹介		14	2	8	13	10
相談・助言・その他		608	452	521	576	491
計		654	459	533	593	505

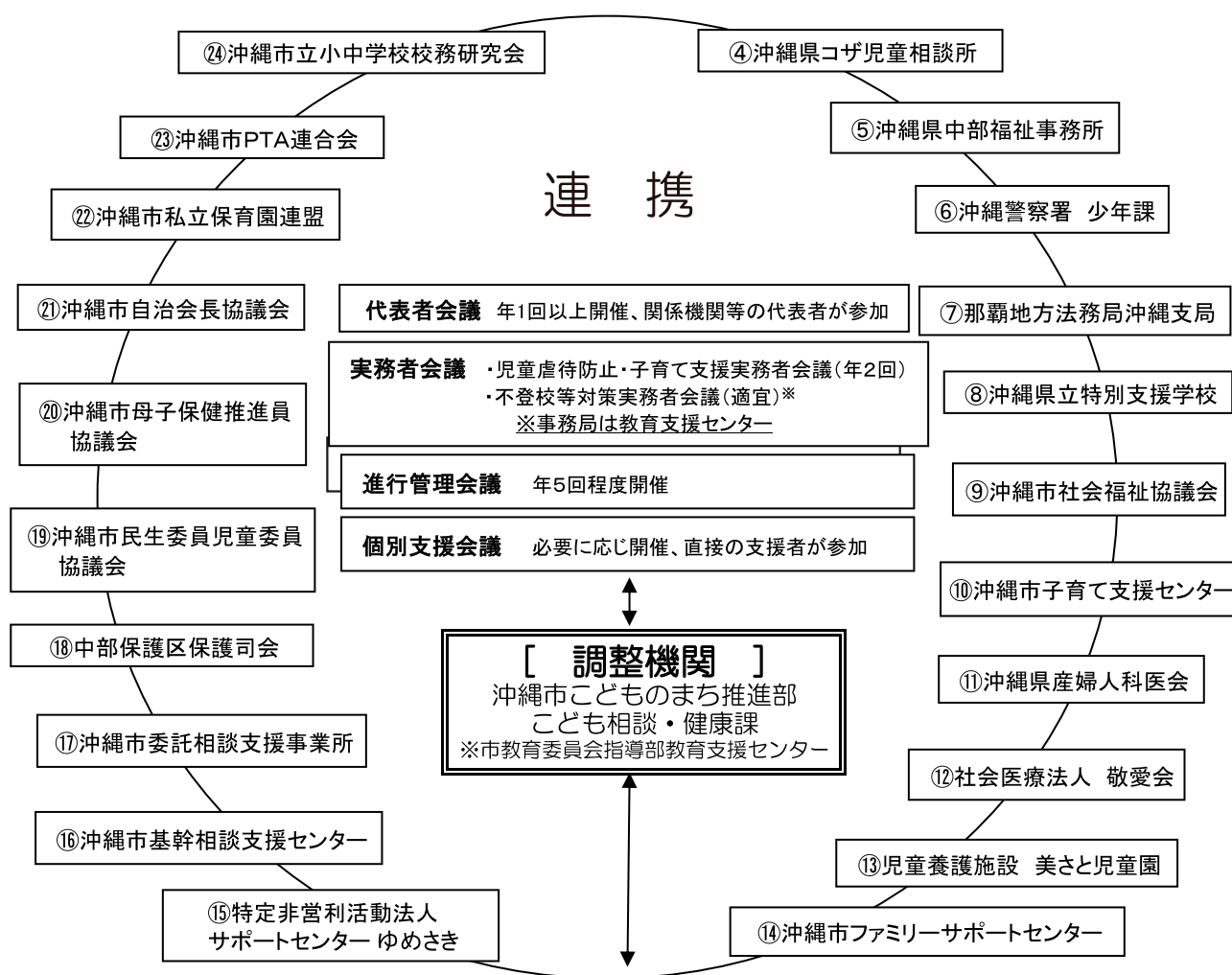
④ 児童虐待相談種別内訳

全国・県・沖縄市との比較			身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計件数
沖縄市	令和 2 年度	件数	54	31	2	36	123件
		割合	43.9	25.2	1.7	29.2	100%
	令和 3 年度	件数	82	31	0	61	174件
		割合	47.2	17.8	0	35.0	100%
	令和 4 年度	件数	130	32	3	47	212件
		割合	61.3	15.1	1.4	22.2	100%
	令和 5 年度	件数	171	17	3	38	229件
		割合	74.7	7.4	1.3	16.6	100%
	令和 6 年度	件数	155	26	0	23	204件
		割合	76.0	13.0	0	11.0	100%
沖縄県	平成 30 年度	件数	197	158	11	734	1,100件
		割合	17.9	14.4	1.0	66.7	100%
	令和元年度	件数	284	201	20	1,102	1,607件
		割合	17.7	12.5	1.2	68.6	100%
	令和 2 年度	件数	280	170	19	1,366	1,835件
		割合	15.3	9.3	1.0	74.4	100%
	令和 3 年度	件数	299	258	12	1,940	2,509件
		割合	11.9	10.3	0.5	77.3	100%
全国	平成 30 年度	件数	40,238	29,479	1,730	88,391	159,838件
		割合	25.2	18.4	1.1	55.3	100%
	令和元年度	件数	49,240	33,345	2,077	109,118	193,780件
		割合	25.4	17.2	1.1	56.3	100%
	令和 2 年度	件数	50,035	31,430	2,245	121,334	205,044件
		割合	24.4	15.3	1.1	59.2	100%
	令和 3 年度	件数	49,241	31,448	2,247	124,724	207,660件
		割合	23.7	15.1	1.1	60.1	100%

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計件数	児童相談所へ通告及び送致した件数
令和 6 年度	155	26	0	23	204	4
令和 5 年度	171	17	3	38	229	4
令和 4 年度	130	32	3	47	212	9
令和 3 年度	82	31	0	61	174	4
令和 2 年度	54	31	2	36	123	7

沖縄市要保護児童対策地域協議会（要対協） 組織図

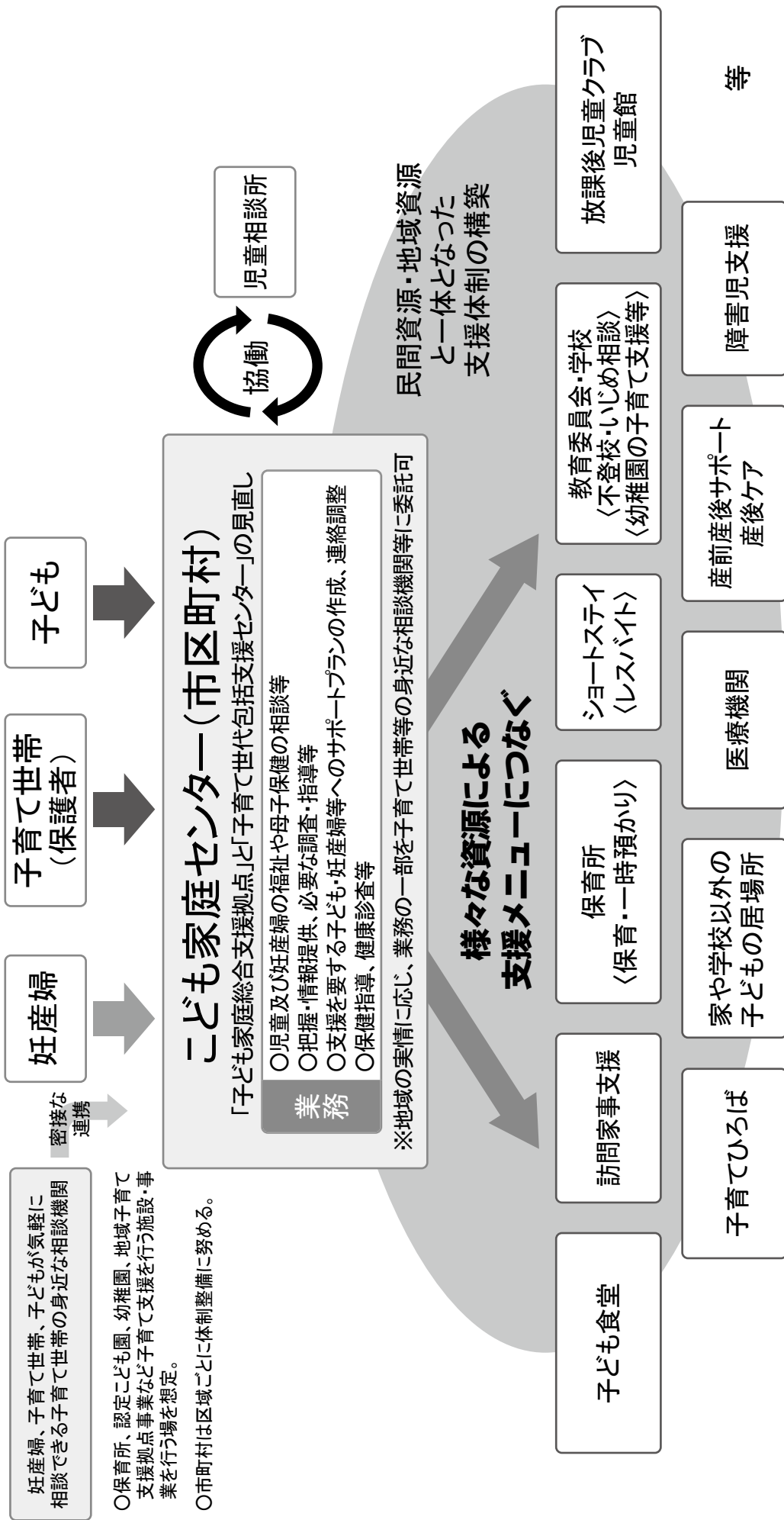
令和7年4月時点



③沖縄市教育委員会		沖縄市長									
指導部		②健康福祉部					①こどものまち推進部				
教育支援センター	指導課	保護管理課	保護第一課	保護第二課	市民健康課	障がい福祉課	こども相談・健康課	こども家庭課	保育・幼稚園課	こども企画課	

※順不同

- ※「沖縄市要保護児童対策地域協議会」は、平成25年1月に発足。
- ※「要保護児童対策地域協議会」とは、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関等が必要な情報を共有し、連携・協力して子どもやその保護者へ支援するネットワークです。
- ※ 代表者会議団体数：24（①～②④）、実務者会議委員数：22（①～③のうち9、④～⑦、⑨、⑭～⑰、②④）



(3) 母子生活支援施設（レインボーハイツ）

児童福祉法第 23 条に基づいて位置づけられた児童福祉施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、生活や就職及び児童の教育等の諸々の問題について相談指導を行い、母子共に自立促進を図る施設です。

【入所できる人】

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護する 18 歳未満の児童の世帯で、経済的理由、家屋の狭小、家族との人間関係が悪いなど児童の生活環境が子どもの福祉に支障をきたしている者。
収容定員 10 世帯

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
世 帯 数	6	7	4	5	5
人員(児童数)	19 (13)	19 (12)	11 (7)	12 (7)	11 (6)

(4) 助産施設措置

助産施設は保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、安全な出産を図ることを目的としている。

○助産施設の申請及び措置状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請・措置件数	申請 11件 措置 9件	申請 10件 措置 10件	申請 22件 措置 22件	申請 13件 措置 13件	申請 16件 措置 16件

(5) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当が支給される。

○児童扶養手当の受給状況

	離 婚	死 亡	父又は母の障害	遺 棄	未 婚	そ の 他	計
令和 2 年度	2, 228	20	21	1	325	226	2, 821
令和 3 年度	2, 025	14	14	2	334	200	2, 589
令和 4 年度	1, 950	11	16	2	343	197	2, 519
令和 5 年度	1, 905	13	16	3	362	185	2, 484
令和 6 年度	1, 876	15	14	5	356	188	2, 454

(6) 特別児童扶養手当

障がい児の父若しくは母がその障がい児を監護するとき、又は、父母がいないか若しくは監護しない場合において当該障がい児の父母以外の者がその障がい児を養育するとき、その父、若しくは母、又は養育者に対し特別児童扶養手当を支給する。

○特別児童扶養手当受給状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 級	226	212	199	195	192
2 級	797	859	945	1,037	1,169
合 計	1,023 (10名は重複)	1,071 (9 名は重複)	1,144 (10名は重複)	1,232 (15名は重複)	1,361 (13名は重複)

(7) 沖縄市放課後児童健全育成事業

事業の内容等

近年の核家族化・都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学生の児童（以下「放課後児童」という。）に対し、授業の終了後に 適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

【指導内容】

- ・健康管理、安全の確保、情緒の安定
- ・自発的、積極的活動（遊び）への意欲と態度の形成
- ・規則正しい生活習慣の獲得、仲間づくりなどの自立心と社会性の訓練・指導

【対象児童等】

- ・対象児童 …… 小学生
- ・児 童 数 …… 1 クラブ当たりの児童数の年間平均が 10 人以上

令和7年度 沖縄市放課後児童クラブ（学童クラブ）施設一覧

（令和7年4月1日時点）

校区		施設名	受入 小学校	所在地	電話番号	定員	発達 支援
北 美 (5)	1	かりゆしすみれ学童クラブ	北美・美里	知花6-30-6	098-934-2239	45	○
	2	夢の園学童	北美	池原2-20-21	098-938-8662	45	○
	3	ちばな学童クラブ	北美	知花2146	090-6865-7111	42	○
	4	北美っ子学童クラブ	北美	字登川368番地1-1	098-939-8165	38	○
	5	きたみ児童館内公設放課後児童クラブ きたみ学童	北美	字登川1571番地	090-1945-4534	40	○
美 原 (8)	6	松本すみれ学童クラブ	美原・美里	松本3-17-6	098-929-4233	37	○
	7	美原学童クラブ	美原	美原4-5-15	080-1496-2453	35	○
	8	こころ学童クラブ	美原	美原1-8-16 (1-S)	098-923-5786	36	○
	9	みちる学童クラブ	美原	美原1-8-16 (1-J)	098-923-5787	36	○
	10	きぼう学童クラブ	美原	美原4-9-8 YMCマンションB.C号室	080-3963-8380	45	○
	11	ゆい学童クラブ	美原	字松本955	098-800-2194	45	○
美 里 (7)	12	まつもと学童クラブ	美里	松本2-10-12 (1F)	098-938-4420	35	○
	13	みさと学童クラブ	美里	松本1-8-23	080-6497-8353	36	○
	14	ひかる学童クラブ	美里	明道1-15-22	080-2396-5222	34	○
	15	意伸学童クラブ	美里・宮里・美原	美里1-28-59	098-938-5159	45	○
	16	にじ学童クラブ	美里	美里4-24-14 平アパートB2F	090-6422-2139	49	○
安 慶 田 (4)	17	あげだ児童館内放課後児童クラブ	市民対象 (送迎バス無し)	安慶田2-17-10	098-934-4643	18	○
	18	愛の星学童クラブ	安慶田・室川・諸見	安慶田4-9-35	098-932-4150	50	○
室 川 (4)	19	室川学童クラブ	室川・安慶田	室川2-5-20	098-937-7008	18	
越 来 (2)	20	越来小学校内公設放課後児童クラブ ごえく学童クラブ	越来	越来1-2-2	080-4277-5599	42	○
	21	あおぞら学童園	越来・安慶田 室川・コザ	住吉1-2-14	098-934-3270	64	○
宮 里 (8)	22	でいご学童クラブ	宮里	宮里3-25-22	098-938-3378	38	
	23	宮里キッズ学童クラブ 第一教室	宮里	宮里2-17-12 (2F)	098-937-6549	40	○
	24	宮里キッズ学童クラブ 第二教室	宮里	古謝津嘉山町10-13	080-9687-6549	27	○
	25	宮里児童センター内公設放課後児童クラブ みやざと児童クラブ	宮里・美原	東2-7-24	098-937-7878	40	○
	26	宮里にこにこ学童クラブ	宮里	照屋5-4-5 (2F)	098-953-2376	55	○
	27	マンゴー児童クラブ	宮里	宮里1-15-9	098-923-4327	43	○

校 区	施 設 名		受入 小学校	所在地	電話番号	定員	発達 支援
中 の 町 (4)	28	めぐみ学童クラブ	中の町・島袋・山内	諸見里3-26-16	098-933-3347	36	○
	29	おおみち学童クラブ	中の町	上地3-2-2	098-914-1175	27	○
	30	第二おおみち学童クラブ	中の町	上地2-13-14	098-933-0531	25	○
	31	第三おおみち学童クラブ	中の町	諸見里1-6-26 1F	098-914-0577	30	○
諸 見 (3)	32	みどり学童クラブ	諸見・室川	胡屋7-2-10	098-932-5082	45	○
	33	愛さ学童クラブ	諸見・島袋	胡屋4-14-28	098-989-8577	30	○
コ ザ (2)	34	わくドキ学童クラブ	コザ	中央1-32-19 1F	098-921-3123	35	○
山 内 (4)	35	山内小学校内公設放課後児童クラブ 山内学童	山内	山内2-32-2	098-988-5405 080-7986-1694	45	○
	36	ひかり学童	山内・北谷	南桃原3-37-20	098-933-0676	37	○
	37	山小前わかかなつ学童	山内	南桃原3-23-3山内アパート1階 (ももやま通り)	080-8374-3730	45	○
美 東 (10)	38	すみれ学童園	美東	桃原3-15-8	098-939-5865	40	○
	39	ハレルヤ児童クラブ	美東・高原・比屋根	古謝2-18-11	098-937-4750	43	○
	40	大芽学童クラブ	美東・宮里	古謝2-5-40	098-939-1955	53	○
	41	ちより学童クラブ	美東	古謝1-17-14	090-1341-3041	27	○
	42	美東小学校内公設放課後児童クラブ 美東学童クラブ	美東	桃原3-4-3	098-987-8291	40	○
高 原 (8)	43	福祉文化プラザ児童センター内 放課後児童クラブ	市民対象 (送迎バス無し)	高原7-35-1	098-930-1695	35	○
	44	愛の泉学童クラブ	高原	高原5-14-30	098-937-0369	55	○
	45	さんさん学童クラブ	高原・美東	大里3-11-48	098-937-0753	36	○
	46	そよ風学童クラブ	高原・美東	大里3-17-31 (3F)	098-989-9793	38	
	47	高原学童クラブ	高原・美東・比屋根	大里2-6-16	098-938-1633	35	○
	48	高原小学校内公設放課後児童クラブ 高原っ子児童クラブ	高原	高原5-12-4	098-989-7234	40	○
	49	おおざと学童クラブ	高原・美東	大里2-25-11	070-1989-1633	38	○
泡 瀬 (4)	50	海の子学童クラブ	泡瀬・美東・比屋根	泡瀬1-32-6	098-934-3371	61	○
	51	さざなみ学童クラブ	泡瀬	泡瀬3-20-26 (1F-A)	098-939-9366	38	○
	52	さざなみ第二学童クラブ	泡瀬	泡瀬3-20-26 (2F-A)	098-959-7253	29	○
	53	学童クラブ あわせきっず	泡瀬	泡瀬3-35-10	070-3800-9265	39	○
比 屋 根 (7)	54	ひやごん学童クラブ	比屋根	与儀1-2-21 (101)	098-930-6233	52	○
	55	学童クラブcolor's	比屋根	比屋根6-27-3	098-930-0271	24	
	56	かなで学童クラブ	比屋根	与儀1-2-23 (2F)	098-989-6622	45	○
	57	なぎさ学童クラブ	比屋根	比屋根6-9-10 (1F)	098-932-6180	41	○

(8) 児童館・児童センター

児童館は0歳から18歳までの児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童福祉法に基づく児童厚生施設です。

児童館には児童厚生員を置き、こどもの遊びの援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人一人と子ども集団の自治的な成長の支援などを行います。

(令和6年度実績)

名称	開設年	専用面積	開館時間	指導員	一日平均利用児童	備考
沖縄市あげだ児童館	H6.4	308.14m ²	10:00～18:00 (学校休日の放課後児童クラブ)	7人	47名	公営放課後児童クラブ有
沖縄市福祉文化プラザ児童センター	H12.8	900.795m ²	8:30～18:30	10人	95名	公営放課後児童クラブ有
沖縄市宮里児童センター	H30.4	971.41m ²	10:00～18:00 (学校休日の放課後児童クラブ) 7:30～19:00	6人	137名	民営放課後児童クラブ有
沖縄市きたみ児童館	R7.4	556.97m ²	10:00～18:00 (学校休日の放課後児童クラブ) 8:00～18:45	6人	92名	民営放課後児童クラブ有

(9) 沖縄市出前児童館事業

主に児童館未整備地区において、地域のこどもたちの遊びと活動の受け皿として身近な公民館で実施している。

(令和6年度実績)

	実施回数	参加児童	ボランティア
年間累計	711回	6,156名	782名
平均	週1回	8.6名	1.09名

※美里・古謝・登川・比屋根・松本・明道・越來・宮里・海邦町・知花・センター・胡屋・泡瀬・池原・久保田の15ヵ所にて毎週開催。

(10) 児童手当

0歳から18歳年度末の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している人に対し支給します。

令和6年10月に所得制限が廃止され、すべてのご家族が支給対象となっています。支給月額、0歳から2歳までは15,000円、3歳から18歳年度末までは10,000円です。なお、第3子以降の児童については、年齢にかかわらず一律30,000円です。偶数月に前月分まで（2ヵ月分）が支給されます。

児童手当支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数(人)	11,847	11,723	11,382	11,121	12,936
認定児童数(人)	22,141	21,919	21,329	20,853	25,173
総支給額(円)	3,084,245,000	3,036,745,000	2,985,255,000	2,930,850,000	3,409,305,000

(11) 養育支援訪問事業（専門的相談支援、育児・家事援助）

出産前後の養育者が、育児ストレス等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家庭内での育児に関する相談・助言や簡単な家事等の援助を行う。

当該家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、安定した児童の養育が可能となること等を目的としている。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問実世帯数	49世帯 (うち35世帯)	59世帯 (うち55世帯)	68世帯 (うち42世帯)	92世帯 (うち69世帯)	89世帯 (うち75世帯)
訪問延べ件数	532回 (うち 420 回)	658回 (うち 594 回)	835回 (うち 429 回)	955回 (うち 704 回)	912回 (うち 707 回)

() は育児・家事援助の世帯数・件数